

文書番号 : JRCA FTME100-改定 1 版

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）
研修コース承認の基準

制 定：2019年 2月 1日
改 定：2021年 4月 1日

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目 次

I 章 コース承認の要件.....	1
1. 適用範囲	1
2. 用語の定義と関連文書	1
3. 承認の要件	2
II 章 研修コース承認申請の手順.....	7
4. 初回の承認	7
5. サーベイランス	9
6. 更新審査	9
7. 研修コース承認の変更と返上	9
8. 研修コースの立ち入り審査	10
9. 研修コース登録の一時停止と取消し	10
10. 登録コースの再申請	10
11. 異議申し立て及び苦情	10
III 章 権利と義務	11
12. 研修機関の権利と義務	11
IV 章 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コース承認に係わる料金基準	12
13. 申請料	12
14. 審査料	12
15. 年間登録料	14
16. 宿泊・交通費等	14
17. 料金の発生区分	15
18. 料金の請求	15
19. 審査工数	15
付属書 1	16
付属書 2	19
付属書 3	20
付属書 4	21
付属書 5	22
制定・改定履歴	23

I 章 コース承認の要件

1. 適用範囲

この基準は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）が、研修機関（以下、研修機関という。）の実施する HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コースを承認（又は承認を維持・更新）するための基準として使用する。

2. 用語の定義と関連文書

2.1 用語の定義は以下のとおりとする。

2.1.1 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の資格基準（JRCA FME100）に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者。

2.1.2 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コース

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の登録希望者向けの（当センターが承認する）研修コース。

2.1.3 座学研修

講師が講義形式で行なう研修。

2.1.4 実技研修

実際の審査を想定して行う模擬的な研修。ワークショップ、ケーススタディ、ロールプレイと称される研修形態。

2.1.5 個人の行動の継続的評価

研修の全期間を通じて受講生の受講態度、習熟度、コミュニケーションスキル等 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）として具備すべき個人の行動の評価。

2.1.6 実技評価

実際の HACCP システム及び食品安全マネジメントシステム構築・運営及び管理の業務を想定して行う実技の評価。

2.1.7 理解度確認テスト

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コース受講者の力量を評価するために、各研修機関が実施する筆記試験。

2.1.9 集合研修コース

座学研修及び実技研修の全部について、実地受講で行う研修コース。理解度確認テストは、集合研修コースの最終日に実施する。

2.1.10 オンライン併用型研修コース

座学研修及び実技研修の一部又は全部、及び理解度確認テストについて、インターネットを介しての受講（以下、オンライン受講という）を用いて行う研修コース。座学研修又は実技研修の一部をオンライン受講での開催とする場合は、カリキュラムのうち、実地受講又はオンライン受講の時間を、研修機関が事前に指定する。また、理解度確認テストの実施方法（実地受講又はオンライン受講）についても、研修機関が事前に指定する。

2.2 関連文書は以下のとおりである。

JRCA FME 100 : HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の資格基準

JRCA TJ130 : 研修コースを運営する研修機関のマネジメントシステムに関する承認の基準

JRCA TC100 : 研修コース承認に係わる異議申し立て及び苦情申し立ての取扱い手順
厚生省生活衛生局食品保健・乳肉衛生課長連名通知 衛食第三十一号・衛乳第三十六号

3. 承認の要件

「HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コース」を実施する研修機関は、3.1「研修コース運営に係わるマネジメントシステム要求事項」及び3.2「研修コースの要求事項」を満たさなければならない。

3.1 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コースの運営に係わるマネジメントシステム要求事項

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コースを実施する研修機関は、当センターが承認する審査員フォーマル研修コース運営に求められるマネジメントシステムに準じた運営システムを保有していること。（JRCA TJ130「研修コースを運営する研修機関のマネジメントシステムに関する承認の基準」参照）

3.2 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コースの要求事項

3.2.1 研修コースの運営

(1) 受講者管理等

研修機関は研修コースの参加者に対して特定の事前準備を求める場合、研修機関はパンフレット、受講案内等でその内容を明確にすること。また、研修機関は、受講希望者に対して、研修内容及び当センターにおける管理技術者評価登録について十分な説明及び情報提供ができること。

研修機関は、運転免許証、パスポート、社員証、学生証等により、受講者の本人確認を実施すること。

オンライン併用型研修コースを開催する場合は、以下の項目を宣伝及び広告（パンフレット、受講案内等）で明確にしなければならない。

- a) オンライン併用型研修コースを受講するための研修機関の指定ツール（web 会議システム）を利用できること
- b) オンライン併用型研修コースは日本語で開催すること
- c) 受講者が、インターネットへの常時接続環境が必要となること
- d) 受講者が研修期間を通じて、業務の都合などに左右されず、研修に集中できる環境を確保すること
- e) 何らかの要因でインターネット接続が途切れた場合、受講者は、補講を受講しなければならない可能性があること。
- f) 受講には、受講者の顔が映るように設定されたカメラ及び実技研修などで使用するマ

イクが必要となること

- g) 受講期間中、常に講師に顔が確認できる状態で受講しなければならないこと
- h) 理解度確認テストの実施方法（実地受講又はオンライン受講）
- i) 座学研修及び実技研修の一部をオンライン受講で行う場合は、カリキュラムのうち、実地受講で行う時間とオンライン受講で行う時間とを、事前に指定する。

(2) 研修人数

研修コースの受講生数は、内容及び設備に応じて適切に設定すること。但し、1研修コース当たりの受講生の数は、講師1名に対して2名から40名くらいを目指す。受講者1名での開催が避けられない場合には、研修効果が損なわれないように必要な対策をとること。

(3) 研修時間数

研修コースの期間は、座学研修と実技研修に充てられる時間から成り、少なくとも3日間（実質18時間）以上なければならない。研修コースの時間は、昼食時間、休憩時間、その他自由時間を除く実時間とする。

(4) 教材

- ①テキストには、以下を表示すること。

- ・研修コース名称
- ・研修機関名
- ・テキスト版数

- ②研修用テキストは、本基準で定める研修内容をすべて網羅していること。また、研修用テキスト・教材には、実際のHACCPシステム及び食品安全マネジメントシステム構築・運営及び管理で用いることが可能な各種文書・様式の代表的な事例を含むこと。

- ③(研修期間中)受講生は、下記の当該食品安全マネジメントシステム規格の最新版を携えいつでも参照できること。

- ・ISO22000規格（日本規格協会発行のポケット版又は食品安全マネジメントシステム要求事項の解説でも可とする）

- ④ビデオのような補助教材は、研修に直接関連のある場合、講師による研修を補完するために用いることができる。ただし、その使用は、3時間以内とする。

(5) 開催場所

開催場所は研修コースとして相応しいところであれば、研修機関以外の施設の使用、出張研修も可とする。

3.2.2 研修方式

- ①研修機関は、研修コースの始めに、受講生に研修コースの構成、受講生の義務、受講生に関する評価方法及び評価結果の受講生へのフィードバック方法について説明すること。

- ②講師は、研修の目的を達成するために、効果的に研修コースをマネジメントすること。

- ③講師は、研修コースの期間全体を通して、受講生を巻き込み、引きつけるよう努力すること。

- ④講師は、研修目的を達成することが困難だと思われる受講生、又は研修コース活動の実施状況が芳しくない受講生を識別すること。そのような受講生には、講師の観察結

果を個人的にかつタイミング良く伝え、改善の機会を与えること。

- ⑤「座学研修」は講師主導でもよいが、講師と受講生の間で、知識が習得されたことを何らかの行為で確認すること。
- ⑥「実技研修」は受講生全員が HACCP システム及び食品安全マネジメントシステム構築・運営及び管理における知識及び技能の適用ができるように実施すること。
- ⑦オンライン併用型研修コースは、ライブ配信を行わなければならない。
- ⑧オンライン併用型研修コースは、研修機関が指定する web 会議システムを通じて、受講生の顔が常に表示されている状態で行わなければならない。
- ⑨ オンライン併用型研修コースは、インターネット接続が切断された場合、該当する時間の補講を行うことができる。

3.2.3 研修の内容

「HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コース」の研修内容は、HACCP システム又は食品安全マネジメントシステムの構築・運営及び管理に役立つ知識、技能の向上に寄与するもので、衛食第三十一号通知に準じて HACCP リーダー（食品安全管理技術者）として習得すべき以下の次項を対象とする。

(1) 座学研修項目

- a) 食品安全関連規格の知識
 - ①ISO22000：食品安全マネジメントシステム-フードチェーンのあらゆる組織に対する要求事項
 - ②コーデックス 食品衛生の一般原則
- b) HACCP システムについての知識
 - HACCP システムの管理・運営に関する知識・技術（コーデックス 7 原則に 1 2 手順に基づく HACCP システムの計画、構築、運用、実施、改善等の管理・運営を行う力量について）
 - c) HACCP システムにおける「管理技術者(HACCP チームリーダー)」の機能、役割
 - d) 食品安全関連の法規制に関する知識
 - e) 第一者監査、第二者監査及び第三者審査の機能、その類似点および相違点
 - f) 適合性監査と有効性の向上につながる審査（監査）の方式
 - g) 監査中に指摘された不適合に対する是正処置対応
 - h) リスク対応
 - i) 経営管理に関する知識（組織構造、職務分掌、責任と権限、など）
 - j) 内部監査の運営管理、外部監査の受審管理
 - k) 当センターが定める「HACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領」を含む「HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の資格基準」(JRCA FME100) の概要

(2) 実技研修科目

実技研修として行われるワークショップ、ケーススタディ、ロールプレイは、実際の HACCP システム及び食品安全マネジメントシステム構築・運営及び管理における知識及び技能の適

用を図ることを目的とした研修であること。実技研修には、少なくとも以下の3項目に関する要素を含むこと。

- ①指摘事項に対する適切な対応（適切な受け止め方と対応方法）
- ②コーデックス7原則に基づくHACCPシステムの構築
- ③食品安全に関する基本文書の理解と作成

その他は、上記「(1)座学研修項目」の中から、実技研修での実践を通じて体験し習得を目指す事項を（研修実施機関が）適宜選択し、受講生が学んだ知識を適用できるよう教育すること。

3.2.4 受講者の修了評価

研修修了の可否を総合的に判断するために、各研修機関は以下の評価及び試験を実施する。研修機関は、受講生の修了評価が厳正に実施されたことの実証として、当センターの要請があれば評価結果をいつでも提示できること。

①個人の行動の評価

研修の全期間を通じて受講生の受講態度、習熟度、コミュニケーションスキル等、HACCPリーダー（食品安全管理技術者）として具備すべき個人の行動の評価。

②実技評価

実際のHACCPシステム及び食品安全マネジメントシステム構築・運営及び管理の業務を想定して行う実技の評価。研修機関が行う研修コース修了の評価項目の一つ。

③理解度確認テスト

HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コース受講者の力量を評価するため各研修機関が実施するもので、フォローアップ（採点結果のフィードバックと弱点の解消）を含むこと。

理解度確認テストは、本基準で定める研修内容に基づくものであること。

3.2.5 HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コースの修了証

研修機関は、研修コースの全課程を受講し、習熟度の評価に合格した者に修了証を発行すること。この修了証は次の事項を満たすこと。

- a)当センターが承認した研修コースであることを表記する
- b)JRCAのロゴマークを表記する
- c)研修コース名研修コース実施日、研修時間数
- d)受講生の氏名
- e)記載された受講生が研修コースを合格修了したことを記載する
- f)発行日を記載する。
- g)JRCA登録申請期限は本証明書発行から5年であることを記載する
- h)規格番号

3.2.6 研修コースのフランチャイズ、ライセンス供与、外部委託契約

管理技術者研修コースの運営を、フランチャイズ、ライセンス供与、外部委託契約等で行う場合は、カリキュラム、教材、講師の評価・選定等のすべてについて本基準の規定に基づき管理の手順・方法を明確に定めること。

Ⅱ章 研修コース承認申請の手順

4. 初回の承認

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）コースについて、集合研修コース及びオンライン併用型研修コースの両方で当センターの承認を受けていない場合、HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コース承認を希望する場合は、当センターの承認審査を受けること。（申請書を提出すること）

4.1 初回承認審査

(1) 書類審査

審査チームは、申請機関から提出された文書により、研修コースの運営体制等に関して、当センターの承認基準への適合について評価する。

（提出文書）

- a) 研修機関運営のためのマネジメントシステム文書、手順書、様式等の文書一式。
- b) 研修コースのカリキュラム（プログラム）
- c) 研修用テキスト・教材
- d) 講師の選定及びその継続的訓練プログラム及び研修講師リスト（講師については、研修機関がその力量を評価し認めた者であることを示すこと）
- e) 受講生の評価の手順・方法
- f) 合格修了の証明書及び参加の証明書のデザイン及び内容
- g) その他、研修コースの運営に重大な影響を与える可能性がある事項
- h) 申請研修機関の体制
 - ・代表者の役職及び氏名
 - ・研修コースのマネジメント責任者の役職及び氏名
 - ・研修コースの実施担当者（事務局）の役職及び氏名
 - ・研修コースの講師全員の氏名、所属先・役職名（又は経歴）の一覧表
 - ・申請研修機関の事務所の所在地及び最寄り駅からの略図
 - ・研修コースの実施会場の所在地及び最寄り駅からの略図

(2) 実地審査

審査チームは、申請機関の研修コース運営状況について実地審査（事務所審査、コース立会）で確認を行う。

①事務所審査

文書による事前確認の結果を踏まえ、審査チームは、申請機関の管理体制等が適用される承認基準に適合しているか、また管理が有効に実施されているかについて、申請機関の事務所にて審査する。

②コース立会

審査チームは、承認を申請している研修コースに立会いを行い、適用される承認基準に適合しているかについて、また申請機関の手順が有効に実施されているかについて審査する。

(3) 承認審査結果の報告

審査チームは、実地審査が終了後（事務所審査、コース立会の両者が終了した後）、

承認審査結果を審査報告書にまとめ研修機関に報告する。審査報告書には、以下を含める。

- a) 研修コースに係わる品質マネジメントシステムの概要
- b) 審査で検出された事項

(4) 検出事項の内容と対応手順

- a) 検出事項の区分と定義

- ・「不適合」：要求事項を満たしていないこと。内容により、以下の二種類に分類される。
 - －「重大な不適合」：意図した研修コースの提供に影響を与える不適合
 - －「軽微な不適合」：意図した研修コースの提供に影響を与えない不適合
- ・「改善の機会」：より効果的なマネジメントシステムにするための改善の余地

- b) 検出事項への対応

- ・「重大な不適合」：研修機関は審査チームと合意した期間内に、是正処置を実施しなければならない。審査チームは、適切な是正処置が実施されたことを確認する。
なお、必要な場合には、当該研修機関に対して、全般的又は部分的な再審査を実施することがある。審査チームは、次回審査時に是正処置の有効性を確認する。
- ・「軽微な不適合」：研修機関は審査チームと合意した期間内に、是正計画を作成しなければならない。審査チームは、次回審査時に対応状況を確認する。
- ・「改善の機会」：研修機関の対応は任意とする。審査チームは、次回審査時に対応状況を確認する。

(5) 是正処置結果の確認

研修機関は、審査チームと合意した期間内に、是正処置を書面で提出する。審査チームは、適切な是正処置が実施されたことを確認し、是正確認結果報告書にまとめ、研修機関に報告する。なお、必要な場合には、当該研修機関に対して、全般的又は部分的な再審査を実施することがある。

(6) 審査結果に基づく判定

審査チームは、（不適合事項がある場合にはその是正処置も評価し、）当センターに承認の可否を上申する。

当センターは、審査チームの上申を受け、承認審査が適切に実施されたことを確認した上で研修コースの承認の可否を決定し、判定結果を、申請機関に書面で通知する。

(7) 登録の手続き

当センターは、研修コースの承認が認められた研修機関が、第12.2項に定める事項を含めた運営研修機関として遵守すべき事項に合意し署名した誓約書の提出を確

認した後、承認証を交付する。

当センターは、承認証を交付した研修コースをホームページで公表する。

4.2 登録期間

登録期間は登録後3年間とする。登録継続を希望する研修機関は、登録後1年毎にサーベイランス審査、3年毎に更新審査を受ける必要がある。

5. サーベイランス

- 5.1 当センターは、運営研修機関が適用される承認基準のすべてに継続して適合していること、及び運営研修機関の手順が有効に実施されていることを審査するために、サーベイランスを、登録日（又は更新日）後、1年±6ヶ月及び2年±6ヶ月の期間内を目安に実施する。
- 5.2 サーベイランス審査を受けるために必要な資料、当センターの審査実施手順は4.1に準ずる。

6. 更新審査

- 6.1 研修機関が承認の継続更新を希望する場合は、当センターに対して更新審査を申請し、有効期限内に更新のための承認審査（更新審査）を受けること。更新審査は、登録日（又は更新日）後、3年毎にその有効期限の3ヶ月前を目安に当センターが実施する。
- 6.2 更新審査に必要な資料、当センターの審査実施手順は4.1に準ずる。
- 6.3 有効期限内に更新審査の実施～判定が出来ない場合で、下記発行条件を満足する場合には承認期限延長通知書を発行する。延長通知書の期限は更新後に新たに発行する承認証受領日までとし、かつ現有効期限日から原則として6か月間を超えないこととする。更新後に発行する承認証の有効期限が前の有効期限日の3年後であることに変わりはない。

「承認期限延長通知書」の発行条件

- (1) 更新審査が有効期限内に実施できない理由に客観性、合理性があること。
- (2) 前回までの審査結果および外部関係者、ウェブサイト等の情報から研修コースの承認継続に重大な疑義がないこと。
- (3) 更新審査実施の概略予定年月が決まっていること。

7. 研修コース承認の変更と返上

研修機関は、承認された研修コース内容の変更を行う場合、“事前確認のための変更届”と変更箇所を示した文書一式を当センターに提出すること（この変更には、集合研修コースでのHACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コースの承認を受けている研修機関の、オンライン併用型研修コースの開始、又はオンライン併用型コースでのHACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コースの承認を受けている研修機関の、集合研修コースの開始を含む）。

この通知時期は、当センターによる確認が適切に行えるよう、変更予定の2ヶ月前までを目安とする。当センターは通知を受けた変更内容について、承認審査時に確認が必要か否か判断する。

変更内容について、承認審査時の確認が必要だと判断した場合は、判断の結果を研修機関に通知し、直近の研修コース承認審査において、変更内容の確認を行う。

承認審査での確認の必要がないと判断した場合は、変更内容の承認に可否を通知する。また、研修機関が研修コース承認を返上する場合は、“承認返上届”を用いて当センターに届け出ること。

8. 研修コースの立ち入り審査

当センターの判断により、必要な場合は、立ち入り審査を行なうことがある。例えば、研修機関運営のためのマネジメントシステムや研修コース内容が受講者に大きな影響をもたらすような変更があった場合や、研修コースに対する異議申し立てや苦情等の情報入手により緊急対応が必要な場合、また、その他不測の事態が発生した場合などは、該当する研修機関の費用負担により、(当センターが)状況に応じて立ち入り審査を行なうものとする。

9. 研修コース登録の一時停止と取消し

該当する研修コースが、管理技術者研修コースとして前提条件が満たされなくなった場合や、講師の力量が不十分な場合、またコースの内容が要件を満たしていないと判断される場合、当センターは状況に応じて登録の一時停止又は取り消しをする。

10. 登録コースの再申請

HACCPリーダー(食品安全管理技術者)研修コースの承認を一旦返上した後に、再度の登録を希望する場合は初回の申請として受け付ける。

11. 異議申し立て及び苦情

研修コース承認に係わる異議申し立て及び苦情申し立てについては、該当する手順(JRCA TC100)に従って取り扱うものとする。

Ⅲ章 権利と義務

1.2. 研修機関の権利と義務

12.1 申請機関及び運営研修機関は次の権利を有する。

- a) 申請機関及び運営研修機関は、当センターより承認のための要求事項及び研修機関の権利と義務について記述した文書(JRCA FTME 100)の提供を受ける権利を有する。
- b) 申請機関は承認に関する判定結果についての通知を受ける権利を有する。
- c) 運営研修機関は、当センターより承認された研修コースについて承認証を受けることができる。
- d) 運営研修機関は、JRCA ロゴマークの使用に係わる遵守事項（付属書1）に従って、承認された研修コースについて当センターのロゴマークを使用することができる。
- e) 運営研修機関は、承認された研修コースの枠組み内で、研修用テキスト・教材、書簡用紙、文書、研修コースの宣伝及び広告(パンフレット、受講案内等)及び封筒に、承認されていることについて言及することができる。
- f) 申請機関は当センターの承認に関する判定結果に異議がある場合は、第11項に基づき、当センターに異議申立てをすることができる。

12.2 申請機関及び運営研修機関は当センターに対して次の義務を負う。

- a) 承認基準に規定された各要求事項に適合する。
- b) 審査の実施に必要な準備をすべて行う。この準備には、文書の調査並びにすべての場所への立ち入り、記録の閲覧及び当該機関との面接のための用意を含む。
- c) 承認の対象となっていない活動について承認されていることを表明しない。
- d) 授与された承認に基づく権利を当センターの評価を損なうような方法で利用せず、また、誤解を招く又は承認範囲を逸脱すると当センターが考えるような、承認に関する表明を行わない。
- e) 承認の一時停止又は取消しを受けた場合は、承認を引用しているすべての宣伝及び広告(パンフレット、受講案内等)を中止し、当センターの要求どおりに承認証を返却する。
- f) 承認証、ロゴマーク及びそれらの一部分であっても、誤解を招くような方法で使用してはならない。
- g) 文書、宣伝及び広告(パンフレット、受講案内等)などの媒体で承認されていることについて触れる場合には、当センターの要求事項に従う。
- h) 承認審査の結果の如何にかかわらず、当センターが請求する料金を支払う。また、承認された後は、承認の維持（サーバイランス及び、希望する場合、更新審査を含む）のための料金を負担する。
- i) 研修コースの承認が何らかの理由により、一時停止又は取消しとなった場合、それによって不利益を被る受講生に対し、不利益を回復するための措置を講じること。

12.3 HACCPリーダー(食品安全管理技術者)の評価登録がIS017024に基づく認定を取得した場合のコース承認審査へ立会等に関する対応について

当センターがIS017024に基づく認定を取得する場合は、認定審査の過程で研修コース承認審査活動への立会が想定される。当センターから研修機関へ認定機関審査員の立会が通知された場合は、これに協力すること。

IV章 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コース承認に係わる料金基準

1 3. 申請料

当センターへ研修コース承認を新規申請する場合及び更新を申請する場合に、必要となる費用。

以下のいずれかの場合に必要となる費用（消費税別）

- a) HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コースの集合研修コース及びオンライン併用型研修コースの承認がない場合に、いずれかの研修コースを当センターへ新規申請する場合
- b) HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コースの集合研修コース又はオンライン併用型研修コースの承認の更新を当センターへ申請する場合（なお、HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コースの集合研修コース及びオンライン併用型研修コースの両方で当センターの承認がある場合でも、申請料は1コース分のみとする）

申請料（消費税別）	
HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コース（1コース）	70,000円

1 4. 審査料

14.1 当センターの審査を受けることによって発生する費用は以下の項目からなる。

- a) 書類審査料
- b) 事務所審査料
- c) コース立会料
- d) 報告書作成料

14.2 審査料は、下に示す標準審査工数（人日）に単価（140,000円）（消費税別）を乗じて算出する。

14.2.1 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コースの標準審査工数及び審査料

審査区分	初回	サーベイランス	更新
書類審査 事務所審査 コース立会	4人日 (コース全日必須)	2.0人日	3.0人日
報告書作成	0.5人日	0.5人日	0.5人日
審査料（消費税別）	630,000円	350,000円	490,000円

14.2.2 複数の研修コース、又は多数サイトを同時に審査する場合

重複する部分の除外等を考慮し、研修会場の規模及び活動範囲に応じて別途工数を

見積もる。

14.2.3 MS審査員研修コースと同じMSの管理技術者コースに対する審査工数及び審査料

当センターのMS審査員フォーマル研修コースの承認を受けている研修機関が次の条件を満たす場合、研修コースの運営方法や研修内容の重複を考慮して、下表に示すMS管理技術者研修コースの審査工数を適用することができる。

- 1) 各々の研修コースの運営方法が共通化され、統合されたマネジメントシステムの中で運用されていること
- 2) 各々の研修コースは同一MS規格を対象とした研修であること
- 3) 提供する研修サービスの信頼性を損なう客観的事実がなく、直近の連続した6年間又は2承認周期の間に当センター承認の一時停止がないこと。

審査区分	初回	サーベイラント	更新
書類審査			
事務所審査	2. 0人日	1. 0人日	2. 0人日
コース立会			
報告書作成			
審査料（消費税別）	280,000円	140,000円	280,000円

15. 年間登録料

以下のいずれかの場合に必要となる費用（消費税別）。

- a) HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コースの集合研修コース及びオンライン併用型研修コースの承認がない場合に、HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コースについて当センターでの初回承認後に、当センターへ登録する場合
- b) HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コースの集合研修コース又はオンライン併用型研修コースの承認の更新後に、当センターへ登録する場合（なお、HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コースの集合研修コース及びオンライン併用型研修コースの両方で当センターの承認がある場合でも、登録料は1コース分のみとする）

年間登録料（消費税別）	
登録料	50,000円

*当センターのMS審査員フォーマル研修コースの承認を受けている研修機関が、上記14.2.3の条件を満たし、MS管理技術者研修コースの承認を取得した場合、年間登録料はフォーマル研修コースの年間登録料を適用する。

16. 宿泊・交通費等

審査員の宿泊・交通費等の経費は、一般財団法人日本要員認証協会の出張旅費規程による。**交通費算出の起点は、田町（三田）とする。**

17. 料金の発生区分

HACCPリーダー(食品安全管理技術者)研修コースの審査に伴う費用は、それぞれ以下のとおり。

審査の区分	申請料	審査料	年間登録料	宿泊・交通費等
初回	○			
サーベイランス	—	○	○	○
更新	○			

—：該当せず

18. 料金の請求

当センターは、審査及び該当する場合には登録の手続きが終了した時点で、審査の区分に応じて発生する料金を一括し請求書を作成の上、研修機関の連絡担当者宛に送付する。

19. 審査工数

承認審査の標準審査工数は、14項による。HACCPリーダー(食品安全管理技術者)研修コースについて、オンライン併用型研修コース及び集合研修コースの両方で承認がある場合も、14項に規定した審査工数で承認審査を実施する。

付則

この基準は、2021年4月1日から施行する。

付属書 1

JRCA ロゴマークの使用に係わる遵守事項

1. 適用範囲

この遵守事項は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）が承認した研修コースを運営する研修機関（以下、運営研修機関という。）が、当センターのロゴマークを使用する場合に遵守しなければならない事項等について定める。

2. 運営研修機関における表示方法

2.1 表示事項

運営研修機関が、JRCAで承認されていることを公表する場合には、JRCAロゴマーク（4項参照）の使用の有無にかかわらず、承認対象の研修コースとマネジメントシステム区分が判る記述と承認番号表記をすべて表示しなければならない。

2.2 公表可能期間

- 2.2.1 運営研修機関は、JRCAロゴマークの使用の有無にかかわらず研修コース承認の有効期間内においてのみ、JRCA承認研修コースであることを公表できる。
- 2.2.2 承認の失効、一時停止又は取消しが行われた場合、当該運営研修機関は、JRCA承認研修コースの公表を直ちに中止し、JRCA承認研修コースを表示した対象物（研修用テキスト・教材、書簡用紙、文書、宣伝及び広告（パンフレット、受講案内等）及び封筒等の表示）は削除しなければならない。

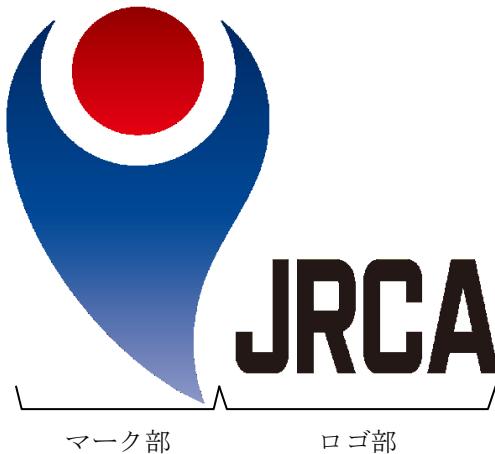
3. 誤った公表方法に対する処置

- 3.1 運営研修機関が本遵守事項に違反してJRCA承認研修コースに関する公表をした場合、当センターは、修正と必要な場合には是正処置を要求する。
- 3.2 当センターの修正又は是正処置要求に対して直ちに適切な対応がとられない場合は、当センターは、当該運営研修機関に対して承認の一時停止又は取消しの処置を取る場合がある。

4. JRCA ロゴマークの表示方法

4.1 ロゴマークの内容

JRCAロゴマークは、図1に示すもので、マーク部とロゴ部よりなる。マーク部とロゴ部は分離せず、常に一体で表示する。



≪JRCAロゴマーク デザインの意図≫

『両手を上に向かって広げている人』のシルエットは、資格取得者が『世界』あるいは『未来』に向かつて希望を抱いて躍進しようとする姿を表しています。活動的で発展的なイメージを赤、信頼と安心のイメージを青のグラデーションで表現しています。

図1 JRCAロゴマーク

4.2 JRCAロゴマークの使用及び管理

- 4.2.1 運営研修機関は、受講生に発行する合格修了の証明書には、JRCAロゴマークを表示しなければならない。
- 4.2.2 運営研修機関は、承認された研修コースの枠組み内で、研修用テキスト・教材、書簡用紙、文書、宣伝及び広告(パンフレット、受講案内等)及び封筒にJRCAロゴマークを使用することができる。
- 4.2.3 JRCAロゴマークは、運営研修機関のロゴマークと共に使用しなければならず、単独で使用してはならない。
- 4.2.4 JRCAロゴマークの使用にあたっては、運営研修機関のロゴマーク、JRCAロゴマークとの対比で均整のとれる体裁であり、また、JRCAロゴマークと運営研修機関のロゴマークとの関係が明らかであるような方法での配置しなければならない。また、当センターが付与した承認番号を併せて表示する。
- 4.2.5 当センターは、運営研修機関から要請があった場合、JRCAロゴマークの清刷(電子データ)を提供する。JRCAロゴマークを表示する場合は、この清刷を分解又は変更することなく使用しなければならない。
- 4.2.6 「JRCAロゴマーク」の色は、マーク上部の丸が赤色グラデーション、マーク下部が青色グラデーション、ロゴ部は黒色とする(指示色は、図3参照)。または、全体をモノクロで表示してもよい。
いずれの場合も、「JRCAロゴマーク」であることが明確に識別できるように、全体を地色と明瞭な対比を持たせて表示しなければならない。
- 4.2.7 JRCAロゴマークを拡大又は縮小して表示する場合は、図1と同じ縦横比で使用しなければならない。また、使用時の余白については、図2に示す通り、マークの横幅(A)の1/4以上の余白を上下左右に設けなければならない。さらに、最小サイズは、図2に示す通り縦10mmとする。
- 4.2.8 運営研修機関は、当センターが提供したJRCAロゴマーク清刷の保護、紛失及び漏洩防止のため、適切な管理を行わなければならない。
- 4.2.9 JRCAロゴマークを表示するため、電子データを業者に提供する場合、運営研修機関は、JRCAロゴマークの電子データを提供する業者の記録を維持し、当該業者に対して、JRCAロゴマークの電子データの保護及び漏洩防止のため、適切な管理を行うよう

要求しなければならない。



マーク横幅(A)の1/4以上の余白を設ける

図2 JRCAロゴマーク使用時の余白及び最小サイズ

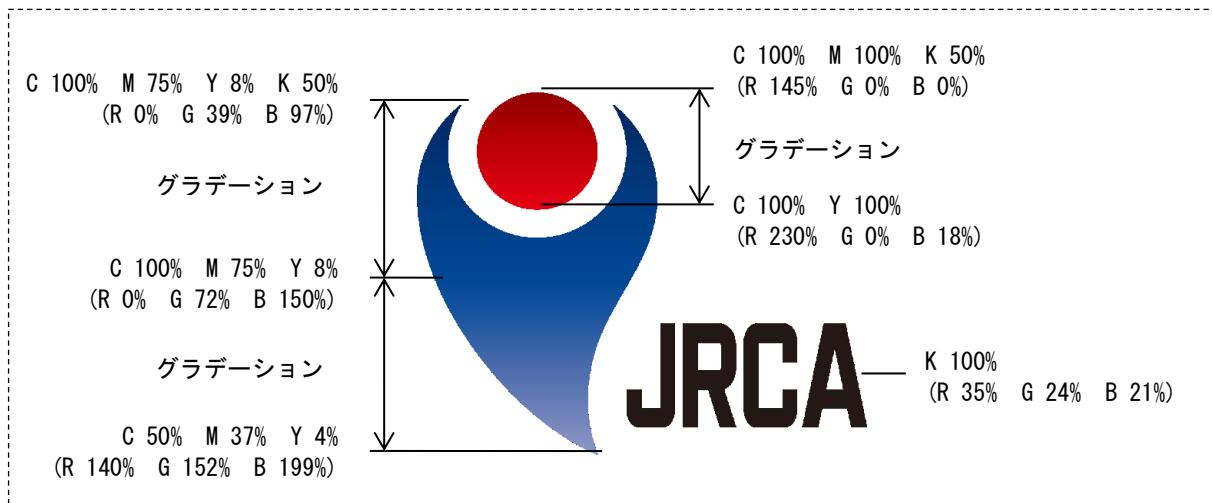


図3 JRCAロゴマークの基本色 (CMYK(RGB) グラデーション)

以上

付属書2

一般財団法人 日本要員認証協会

マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)御中

申請日： 年 月 日

マネジメントシステム管理技術者研修コースの登録申請書

「HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コース承認の基準（JRCA FTME 100）」に規定されている要求事項を遵守すること及び申請コースの審査に必要なすべての情報を提供することを誓約し、下記の通り研修コースの承認を申請いたします。

申請機関代表者	研修機関名（ふりがな）	
	所在地：〒	
	所属・役職（ふりがな）	氏名（ふりがな）
		印
連絡担当者	所属・役職（ふりがな） 氏名（ふりがな）	
	電話：	住所（上記申請者と異なる場合）：〒
	FAX：
	e-mail：
承認の申請内容		
該当する申請内容にチェックして下さい		
開催方式		集合研修コース <input type="checkbox"/> オンライン併用型研修コース <input type="checkbox"/>
申請種類	新規	<input type="checkbox"/>
	更新	<input type="checkbox"/>
研修コースの開催予定日		
①	年 月 日	～ 年 月 日
②	年 月 日	～ 年 月 日
③	年 月 日	～ 年 月 日
審査希望時期		年 月頃

付属書3

一般財団法人 日本要員認証協会

マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)御中

誓約書

(HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コース用)

HACCPリーダー（食品安全管理技術者）研修コース基準（JRCA FTME 100）第12項に定める義務を遵守し、これらに反した際には、研修コース承認に対するJRCAのいかなる決定にも従うことと誓約致します。

研修機関名 : _____

代表者名 : _____ 印

記入日 : _____年_____月_____日

付属書4

一般財団法人日本要員認証協会

マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)御中

事前確認のための変更届届け出日 : 年 月 日届け出者 : _____

変 更 内 容	
添 付 資 料	
変更予定日	

付属書5

一般財団法人 日本要員認証協会

マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)御中

承認返上届

下記添付書類を同封し、研修コース承認の辞退を届けます。

届け出者名 : _____ 印

届け出日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

(添付書類)

- 研修コース修了者の記録保管等、既受講者への対応を記載した文書
- 承認証

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2019年2月1日	・日本規格協会 JRCA FTME100 改定2版を承継し、日本要員認証協会設立に伴い新規制定。
改定1版	2021年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・コース運営のためのマネジメントシステムの基準を「JRCA TJ130 研修コースを運営する研修機関のマネジメントシステムに関する承認の基準」に変更（3.1） ・受講の前提条件に、オンライン併用型研修コースを開催する場合に、受講生へ事前に提示する内容を追加（3.2.1） ・研修の予定と実施結果の報告を削除（3.2.1） ・初回承認申請に必要な資料から「筆記試験監督員全員の氏名、所属先・役職名（又は経歴）の一覧表」を削除（4.1（1）h） ・初回承認申請の際の手続きに必要な資料から「筆記試験の委託に係わる合意書」を削除（4.1（7）） ・申請料、登録料について、集合研修コースとオンライン併用型研修コースでの料金の重複は無い旨を追加（第13項、第15項） ・交通費算出の起点を田町（三田）である旨を追記（16項） ・審査工数は第14項の規定による旨を追加（第19項） ・ロゴマークの移行期間の終了に伴い、旧ロゴマークに関する記載を削除（付属書1）